

富津市高速バス通学費補助金交付要綱

令和6年7月23日

告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高速バスを利用して県外の大学等へ通学する者に対し、高速バス定期券を利用した通学費の一部を補助することにより、若者世代が県外の大学等へ進学する際の多様な通学手段を確保し、もって若者世代の市外への転出抑制及び定住促進に資するため、予算の範囲内において富津市高速バス通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号。第7条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高速バス定期券 高速バスの通学定期券であつて、富津市、木更津市又は君津市内の停留所が記載されているものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第83条の2に規定する専門職大学、同法第97条に規定する大学院、同法第99条第2項に規定する専門職大学院、同法第108条第3項に規定する短期大学及び同条第4項に規定する専門職短期大学を含む。）、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第4項に規定する一般課程を除く。）、同法第134条に規定する各種学校又は外国の大学、大学院又は短期大学の過程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助金の交付を申請する年度の4月2日時点における年齢が18歳以上30歳

未満であること。

(3) 県外の大学等に在学（大学等が定める修業年限を経過した者を除く。以下同じ。）し、高速バス定期券を利用して通学すること。

(4) 本人及び本人と同一の世帯に属する者に市税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が購入に要した費用のうち、高速バス定期券購入に係る費用と高速バス乗車停留所の最寄りの鉄道駅から高速バス降車停留所の最寄りの鉄道駅までの定期券購入に係る費用との差額を基礎として、市長が別に定める。

(補助金の交付申請兼請求)

第5条 申請者は、高速バス定期券を購入した日の属する年度の末日までに、富津市高速バス通学費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 同意書（別記第1号様式 別紙1）

(2) 宣誓書（別記第1号様式 別紙2）

(3) 高速バス定期券を購入した金額が確認できるものの写し

(4) 高速バス定期券の写し

(5) 大学等に在学していることが確認できるものの写し（学生証の写し、在学証明書等）

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請兼請求を電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市高速バス通学費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、高速バス定期券の通用期間が2年度にわたる申請等を受理したときは、

受理した日の属する年度において、前項に規定する決定及び通知を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定をしたときは、当該申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付手続の省略)

第7条 申請者の交付手続の負担軽減及び事務の簡素化を図り、効率的に運用するため、規則第10条に規定する実績報告及び規則第12条に規定する補助金等の額の確定等については、省略するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、富津市高速バス通学費補助金交付決定取消通知書（別記第3号様式）を通知し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定後に高速バス定期券の払戻しをしたとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金の全部又は一部を交付しているときは、その者に対し、富津市高速バス通学費補助金返還命令書（別記第4号様式）により、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(留意事項)

第10条 申請者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 卒業後も市内に定住するよう努めること。
- (2) 市の行事や地域の活動への参加に努めること。
- (3) 市政情報に関心を持ち、必要に応じてその発信に努めること。
- (4) 在学中又は卒業後に本市が本補助金の効果検証その他必要な範囲で行う状況調査等に協力すること。

(5) 市長が前号に規定する状況調査等をするために必要な限度で公簿等により住所その他必要な事項を確認することについて同意すること。

(6) 市の機関が移住及び定住に関連する施策を実施し、並びに若者との継続的な関係づくりをするために必要な限度で調査、事業又は行事に関する案内を送付することについて同意すること。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による富津市高速バス通学費補助金の交付に関し必要な手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

【様式ファイルあり】

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 8 条関係)

第 4 号様式 (第 9 条関係)